

事務連絡
令和2年(2020年)4月24日

保護者各位
(熊本市に在住の方)

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について（期間延長）

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、本市でもこれまでに36例（※4月23日時点）の感染事例が確認されており、本市のリスクレベルにおける最高レベルの「レベル4 特別警報」に極めて近い状況であります。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所等への登園自粛要請期間を5月31日まで延長することといたしました。また、子どもや保護者の皆様の健康を守るため、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくよう重ねてお願いいたします。

なお、利用者負担額等の取扱いについては、以下のとおり変更はございません。

- 1 登園自粛要請の対象者について
家庭で保育が可能な方
(育児休業中、休職中、求職活動中、休暇を取得できる方など)
- 2 登園自粛要請の期間について
令和2年(2020年)5月31日(日)まで延長します。
- 3 利用者負担額(保育料)について
登園自粛要請期間中について、月ごとの登園日数に応じて日割り計算を行います。
- 4 在園資格の取扱いについて
 - (1) 通常、1月すべて欠席をした場合、在園児の在園資格は、取り消されますが、登園自粛期間中については取り消しません。
 - (2) 通常、就労開始予定日を超えて就労しなかった場合は、在園資格が取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。
 - (3) 通常、育児休業を終了し復職予定日を超えて復職しなかった場合は、在園資格は取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。